

解雇理由証明書

令和8年8月10日

田中 一郎 殿

貴殿より請求のあった解雇理由について、労働基準法第22条2項に基づき下記のとおり証明します。

解雇予告日	令和8年8月1日
解雇年月日 (予定)	令和8年8月31日
解雇の種類	☒ 普通解雇 ☐ 懲戒解雇 ☐ 整理解雇
就業規則上の根拠条文	就業規則第○条第○号(能力不足・勤務成績不良)
解雇の具体的理由	令和7年4月の入社以降、再三の注意指導にもかかわらず業務遂行能力の改善が見られず、就業規則第○条に定める普通解雇事由(勤務成績が著しく不良で、就業に適さないと認められるとき)に該当すると判断したため。

労働基準法第22条3項により、労働者が請求しない事項はこの証明書に記入していません。

株式会社サンプル商事 代表取締役 鈴木 一郎 印